

(ホームページ掲載日：平成23年11月21日)

開催日及び場所		平成23年10月14日(金曜日) 生産局第1会議室	
委員		阿部 哲(団体職員) 小林和夫(公認会計士) 早津花代(弁護士)	
審議対象期間		平成23年4月1日～平成23年6月30日	
審議対象案件		76件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件19件	
抽出案件		6件 うち、1者応札案件2件 (抽出率8%) (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件 (抽出率11%)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	4件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件
		指名競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(企画競争・公募)	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(その他)	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		[]	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見 ・ 質 問	回 答 等
<p>1 役務契約 【食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務】（一般競争入札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者の要件及び応札業者の事業概要いかん。 ・ 応札業者によって、落札価格に乖離がある理由は何か。 ・ 今後の予定価格の設定の考え方いかん。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄数量を適正に確認するため、港湾運送事業法第4条に基づき国土交通大臣の許可を受けていること等を要件としている。 また、応札業者の多くは、港湾運送事業法に基づく検量業務のほか、農産物検査法に基づく農産物検査、食品衛生法に基づく検査、残留農薬の検査等を実施していると承知している。 ・ 本請負契約の入札はまだ2回目で、入札価格の水準が想定しにくい状況の中で、応札時に業者が必ず落札出来るように経費削減等努力し、低価格で応札した結果ではないか。 ・ 本事業は、開始後1年も経過していないため、まずは、今後十分にデータを蓄積することが必要と考えている。
<p>2 役務契約 【平成23年度経営所得安定対策情報管理システムの保守業務】（一般競争入札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ業者が落札し、その際の入札が1者応札となっているが、その原因は何か。 ・ I SMS 認証資格とは何か。 ・ 保守業務において、I SMS 認証資格者が資格要件だと、余計ハードルを高くして1者応札になっているのではないか。 ・ 本請負業務にI SMS 認証資格を要件とする理由を次回の委員会において説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間十数万件の農家に対して交付金を支払っているシステムであるため、1日でも何か不具合等により業務が停止しないよう、しっかりした業者に実施してもらうため、I SMS 認証資格を取得している業者を資格要件としたため。 ・ 情報セキュリティ・マネジメント・システムというもので、企業自体がセキュリティ全般についてのリスク管理のマネジメントができており、体系的に制度化されて認証という形で運用されている。 ・ 機密性の高い個人情報を扱っている点を考慮したものであるが、資格要件については検証したい。 ・ I SMS という認証が、どの程度世間一般的に認められている認証かまた、機密性の条件というのがどの程度のレベルなのか、また、この資格は、本保守業務のどこの業務に必要としているのか。（通常のセキュリティより必要なのか）次回委員会において説明する。

3 役務契約

【国有農地等売払情報公開委託事業】 (一般競争入札)

- ・インターネットサイトを開発して国有農地を売らなくても、競争入札の公告を行った方が早くさばけるのではないかと。
- ・この事業によるサイトは、特別なサイトになっているのか。
- ・売却した実績はどの程度か。
- ・土地の売払価格は、どうやって決まるのか。
- ・1者入札に対応したことは何かあるか。

4 役務契約

【国有農地測量・境界確定促進委託事業】 (一般競争入札)

- ・国有農地測量・境界確定の対象は、北海道地区全部なのか。
- ・契約はこの社団法人だが、実際には、その法人の構成員である個人が行うのか。
- ・地籍調査とも関連してくるのか。

5 役務契約

【東日本大震災で損傷した政府所有米穀の廃棄処理等業務】 (随意契約)

- ・これは随意契約だが、なぜこの会社を選ばれたのか。

・競争入札に付したとしても、宅地見込地を買おうと思って農水省のホームページを見る人はまずいない。逆に民間の不動産情報サイトであれば一般の方の目に触れる機会も多いので、このような売払情報の公開方法を採用した。

・受託者が作成しているホームページに、官公庁の公競売という一般の物件情報とは区分した物件情報のページを設けている。

・昨年度において売払情報を掲載した財産のうち、大体3割ぐらいは売れている。

・土地の売払価格は、不動産鑑定士による鑑定評価を基礎として、国の職員が予定価格を決める。

・アンケート結果を踏まえ、入札公告期間の延長、業務内容のイメージを分かりやすくした資料を作成した上で、入札参加説明会でしっかりと説明を行った。

・今回の審査対象は、釧路地方だけであるが、その他には札幌地方、旭川地方の契約がある。

・受託者である釧路公共嘱託土地家屋調査士協会に加盟している個人の土地家屋調査士が、グループに分かれて、受託者の指示・監督を受けて、業務を行っている。

・土地の調査・測量という観点では、地籍調査と重複しているが、本事業の対象地は農業経営基盤強化勘定に所属する国有財産だけを対象に行っていることが、大きく異なる点である。

・22年10月以降、米の管理を民間事業体に委託しており、損傷した米穀を管理している民間事業体との間で契約を結んだということである。

<ul style="list-style-type: none"> ・何を見積もり合わせたのか。 ・委託限度額はどのように出してたのか。また、なぜ業者によって委託限度額が異なるのか。 ・廃棄方法は、バイオマスか何かに使うのか。 6 輸入麦の買入委託契約 【食糧小麦アメリカ産 DNS 73,045 トン】 (指名競争入札) ・指名競争入札とする理由は何か。 ・有資格者の要件は何か。 ・指名業者となるための応募があるのか。 ・予定価格の設定の考え方がいかに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄及び現状回復のための荷役費について見積もり合わせを行った。 ・本契約は総価（委託限度額）で契約締結している。その額については、被害が甚大な地域において、契約相手方が管理する米穀の量によって委託限度額を算出している。 ・いえ、焼却もしくは埋没である。 ・主要食糧である麦の安定的な輸入を確実に履行するためには、一定の資産信用に加え、穀物貿易に相当程度の経験を有する輸入業者に対して委託を行うことが不可欠であることから、委託契約が確実に履行できる能力を有する者と判断した輸入業者を競争入札の有資格者として選定し、指名競争入札を実施している。 ・麦の輸出入を業務とすること。直近3カ年の平均で、年間2万トン以上の麦の輸出入の実績を有すること。 日本において設立された法人であり、自己資本が10億円以上、または金融機関から同額以上の融資が得られること。 麦の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を、本店及び主たる海外支店等に各1名以上配し、当該業務に従事させていること等である。 ・毎年、公示をして競争参加者資格の申請を受け付けている。また、随時の申請の受付も行っている。 ・契約書上定められた買入委託業務の内容を踏まえて適切に設定している。
---	--